

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市空き家情報登録制度等により登録された空き家を貸付け、借入れ又は購入する者に対して、空き家の改修及び修繕（以下「改修等」という。）に要する費用の一部を交付する豊田市山村地域等空き家再生事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、市の山村地域等の新たな定住者を確保し、健全な地域コミュニティの保持と地域づくりを図るため、地域に所在する空き家の有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山村地域等 豊田市空き家情報登録制度実施要綱（以下「空き家情報バンク実施要綱」という。）第2条第1号に掲げる山村地域等をいう。
- (2) 空き家 空き家情報バンク実施要綱第2条第2号に掲げる空き家のうち建物をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家情報バンク実施要綱第2条第4号に掲げる空き家情報バンクをいう。
- (4) 修繕 建物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (5) 改修 建物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させることと同時に、従前の機能水準以上に改善することをいう。
- (6) 改築 建物の一部又は全部を取り壊して、従前とほぼ同様の建物を建てることをいう。

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、山村地域等に所在する空き家の改修等とする。

(補助対象の空き家)

第5条 この補助金の交付対象となる空き家は、次に掲げる各号の全てを満たしていなければならない。

- 1 空き家情報バンクに登録された空き家であること。
- 2 豊田市山村地域等定住応援補助金の交付申請中ではない又は交付を受けていない空き家であること。
- 3 豊田市農山村等住宅取得費補助金又は豊田市足助地区定住促進支援事業補助金の交付を受けていない空き家であること。
- 4 過去にこの補助金の交付を受けていない空き家であること。
- 5 次に掲げる各号のいずれかの要件を満たしていること。
 - (1) 賃貸借の場合、次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 当該空き家の所有者と借受人との間において賃貸借契約が成立し、又は賃貸借契約の締結に関して同意が得られている空き家であること。

イ 空き家の所有者と借受人との間において改修等に関して書面による同意が得られている空き家であること。

(2) 売買の場合、当該空き家の所有者と購入者との間において売買契約が成立、又は売買契約の締結に関して同意が得られている空き家であること。

(補助金の交付対象者)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものでなければならない。

(1) 賃貸借の場合、空き家の所有者又は借受人である個人

(2) 売買の場合、空き家の購入者である個人

(補助対象の除外)

第7条 第5条各号に掲げる要件を全て満たしている場合であっても、交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

(1) 市区町村税を滞納している場合

(2) 偽りその他不正な手段により申請を行った場合

(3) 暴力団員である場合

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(5) その他市長が適当でないと認めた場合

2 前項に定めるものの他市長が当該空き家に補助することが適当でないと認めるときは補助しない。

(空き家の管理及び利用)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家の善良な管理及び利用に努めなければならない。

(補助対象経費)

第9条 この補助金の対象となる経費は、第5条各号に掲げる要件を満たす空き家の定住に伴う居住部分の改修等に関する費用の全部又は一部とする。

2 新築、改築、増築（便所や浴槽等の設置による増築は除く。）、解体、移築、合併処理浄化槽設置整備（単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去含む）、備品購入、加入金等に係る経費及びその他市長が適当でないと認めた経費は、この補助金の対象としない。

3 交付決定前に実施した空き家の改修等に要した費用については、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、空き家の改修等に要した費用に10分の8を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨て）以内とし、100万円を限度とする。

(補助金の申請)

第11条 申請者は、山村地域等空き家再生事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に必要書類を添えて、賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約日から起算して180日以内に、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、山村地域等空き

家再生事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。
（補助金申請内容の変更等）

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、山村地域等空き家再生事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条の通知書の決定内容を変更し、中止し、又は廃止することができる。
（変更内容及び中止等の決定）

第14条 市長は、前条第2項により当該補助金の変更、中止又は廃止を承認したときは、山村地域等空き家再生事業補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知する。

（実績報告）

第15条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた事業を完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、山村地域等空き家再生事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第16条 市長は、前条に規定する報告書が提出されたときは、内容を審査し、当該報告書に係る事業の成果を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額等を確定し、山村地域等空き家再生事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、補助金の額が確定した後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（検査及び指示）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第19条 市長は、交付決定者又は空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は交付を取り消すものとし、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 第5条、第6条及び第8条に定める要件に反するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 関係法令等に違反したとき。
- (4) 当該空き家及びその利用者に関して、市長が第2条に定める目的に著しく反すると判断したとき。

- (5) 交付決定者が借受人である場合、交付決定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居し、又は転出したとき。
 - (6) 交付決定者が所有者である場合、交付決定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に、交付決定を受けた補助対象事業に係る空き家を、空き家情報バンク制度から物件としての登録を取り下げたとき。
 - (7) 交付決定者が購入者である場合、交付決定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転売し、解体し、転居し、又は転出したとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山村地域等空き家再生事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知する。
 - 3 第1項各号列記以外の部分の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、既に支払われた当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（中略）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- （要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている帳票は、この要綱による改正後の豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒 -
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
電 話	() -	

年度 山村地域等空き家再生事業補助金交付申請書

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 **金** _____ , **000円**
 算出式：改修等工事費 _____ 円×8/10= _____ 円（上限100万円）
- 2 補助事業の目的
 別紙事業計画書に従い、空き家を改修又は修繕し、空き家の有効活用を図るため
- 3 補助事業の内容
 別紙事業計画書のとおり
- 4 添付書類
 (1) 収支予算書・事業計画書
 (2) その他

その他添付書類一覧
① 改修等工事の設計図 ※改修等の実施箇所、内容が確認できる間取り図等
② 改修等工事の見積書 ※改修等工事費が50万円未満1者、50万円以上の場合は2者
③ 施行前の現場写真（外観、施工箇所各所）
④ 位置図
⑤ 【申請者が所有者の場合】 豊田市の完納証明書（本人が課税対象者の場合） 【申請者が借受人又は購入者の場合】 市区町村税の完納証明書（本人及び同居する課税対象者）
⑥ 【賃貸借の場合】 賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約締結に関する同意書（様式第8号） 【売買の場合】 売買契約書の写し又は売買契約締結に関する同意書（様式第9号） ※賃貸借契約締結又は売買契約締結に関する同意書を提出した場合は、契約締結後、その写しを速やかに提出してください。

(別紙)

事業計画書

1 収支予算

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業計画

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
改修等の内容	別紙、改修等の内容一覧のとおり
実施期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日
【賃貸のみ】 改修等に伴う 資産の取扱い	双方協議の上、契約において記載

3 申請者及び同居人の課税状況

氏名	生年月日	申請者との続柄	市区町村税の課税状況
		本人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税

【賃貸借の場合のみ】 同意事項

本件にかかる改修等の工事については、上記のとおり実施することに同意します。

空き家の所有者	住所	〒 -
	フリガナ	
	氏名	Ⓜ
	連絡先	電話 FAX
空き家の借受人(予定)	住所	〒 -
	フリガナ	
	氏名	Ⓜ
	連絡先	電話 FAX

(注) 以下のいずれかに該当するときは、支払われた補助金の返還を求められることがあります。

- ・ 交付決定者が借受人又は購入者である場合、交付決定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居等したとき。
- ・ 交付決定者が所有者である場合、交付決定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に、交付決定を受けた補助対象事業に係る空き家を、空き家情報バンク制度から物件としての登録を取り下げたとき。

(別紙)

改修等の内容一覧

番号	内容	間取り 図面※	写真※	見積り※	備考
A	外観 (全景)				
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
⑪					
⑫					
⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
⑰					
⑱					
⑳					

※各添付物に番号が明示されているか確認する際に使用してください。

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長



年度 山村地域等空き家再生事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山村地域等空き家再生事業補助金については、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 補助金等交付の条件

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	-
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
電 話	()	-	

年度 山村地域等空き家再生事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった山村地域等空き家再生事業について、下記のとおり計画を変更・中止（廃止）したいので、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

変更内容等	変 更 前	変 更 後
補助金額	金 円	金 円
事業費総額	円	円
変更内容及び変更理由		
添付書類	(1) 変更内容、箇所等が確認できる図面 (2) 工事変更見積書（変更がある場合のみ） (3) その他、必要に応じて変更を説明する書類 （使用ポンプの変更による場合はポンプ仕様書等）	

2 補助事業の中止（廃止）

中止（廃止）理由	
----------	--

様式第4号(第14条関係)

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長



年度 山村地域等空き家再生事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知した山村地域等空き家再生事業については、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第14条により補助金の交付決定を次のとおり変更します。

記

1 変更決定額 **金** _____ , 000円

2 計画変更の内容

区 分	当初計画	変 更

3 条件

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	-
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
電 話	()	-	

年度 山村地域等空き家再生事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けた山村地域等空き家再生事業について、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第15条により、事業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果
別紙のとおり実施し、所期の目的を達成できた。
- 2 その他（添付書類一覧）

(別紙)

1 収支決算

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業実績

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市		
改修等の内容			
実施期間	着手	年	月 日
	完了	年	月 日

3 その他（添付書類一覧）

添付書類	① 領収書（原本） ② 完成写真（施工箇所各所 1枚） ③ その他市長が必要とする書類
------	---

様式第6号（第16条関係）

第 年 月 日 号

（申請者） 様

豊田市長 印

年度 山村地域等空き家再生事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました山村地域等空き家再生事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 改修等の内容 事業実績のとおり

様

豊田市長



年度 山村地域等空き家再生事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定をした山村地域等空き家再生事業について、豊田市補助金等交付規則第14条及び豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第19条の規定に基づき、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部（一部）を返還してまいりますので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定取消事由

2 交付決定取消額 金 円

3 既交付済補助金額 金 円

4 補助金支払日 年 月 日

5 返還金額 金 円

6 返還金額納入方法

賃貸借契約締結に関する同意書

豊田市長 様

所有者 住 所
氏 名

借受人 住 所
(予定) 氏 名

私たちは、下記建物について賃貸借契約を締結することに同意します。

記

1 賃貸物件

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
---------------------	-----

2 賃貸契約締結予定日 _____

売買契約締結に関する同意書

豊田市長 様

所有者 住 所
氏 名

購入者 住 所
(予定) 氏 名

私たちは、下記建物について売買契約を締結することに同意します。

記

1 売買物件

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
---------------------	-----

2 売買契約締結予定日 _____